

第3章 地球温暖化対策

地球温暖化問題が深刻化する中、このまま対策を講じない場合、滋賀県では人口の増加や自動車への依存、社会経済活動の活発化などにより、温室効果ガス排出量の増加が予測されています。

地球温暖化防止を図り、快適な生活環境を創造するため、温室効果ガス排出量の一層の削減が求められています。

地球温暖化対策の推進

滋賀県地球温暖化対策推進計画

< 温暖化対策課 >

現在、地球温暖化により、水資源や自然生態系への影響が顕在化しており、今後、気温上昇が進むと、より深刻な影響が生じると予測されています。

このような中、県では、地球温暖化対策を総合的、計画的に推進するため、平成15年(2003年)3月に「滋賀県地球温暖化対策推進計画」を策定し、平成17年(2005年)2月の京都議定書発効を受けて、平成18年(2006年)12月には、計画を一部改定しました。同計画では、平成22年(2010年)において、県域における温室効果ガスの総排出量を平成2年(1990年)比-9%に抑制することを目標としており、平成19年(2007年)の実績値は-2.6%となっています。

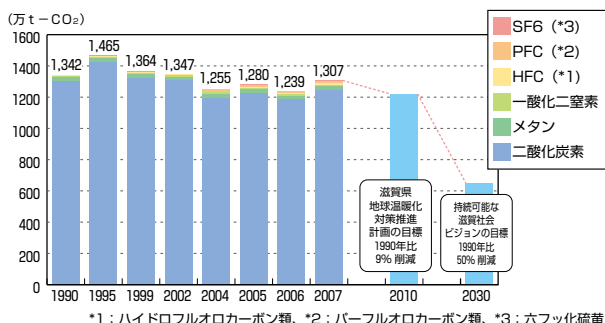
また、平成21年12月に策定した「第三次滋賀県環境総合計画」では、平成42年(2030年)における県域の温室効果ガス排出量を50%削減する目標を掲げており、こうした目標達成のためには、多様な主体の参画を促し、より実効性のある地球温暖化対策の取り組みが必要となっています。

(仮称) 滋賀県地球温暖化対策推進条例の制定

< 温暖化対策課 >

地球温暖化を取り巻く社会状況の変化は著しく、温室効果ガス削減のため、様々な分野における対策の実施や、県民一人ひとりの暮らし方を見つめ直すことが求められています。県民、事業者、県、市町などが主体的、総合的に対策に取り組み、低炭素社会の実現を通じて持続可能な滋賀社会を実現させるため、県の地球温暖化対策の理念や基本的な方針を明らかにする新たな条例を制定します。

◆ 滋賀県における温室効果ガス排出量の推移



「滋賀県地球温暖化対策推進計画 [改訂版]」
主体ごとの主な取組

主体	削減目標を設定する取組	削減量 (千t-CO ₂)
県民	○省エネルギー・省資源行動の徹底	148
	○環境に配慮した自動車利用	34
	○住宅の省エネルギー化や新エネルギーの導入	48
	小計	230
事業者	○大気環境負荷低減計画	600
	○省エネルギー・省資源型の事業活動	154
	○ビルや工場等の省エネ化	226
	○環境に配慮した自動車利用	323
	○エネルギー単位の改善	131
小計	1,434	
行政	○社会基盤の整備等の推進	355
	○事業者としての率先行動	20
	小計	375
排出削減量合計		2,039
行政	○緑の保全・創出によりCO ₂ 吸収	583
排出削減量合計・吸収量合計		2,622

トピックス

淡海のくらし ~環境への心づかい~

< 環境政策課 >

県民や事業者の皆さんが環境にできるだけ負荷を与えない行動を自ら考え、選択するための指針(ガイドライン)として、「淡海のくらし ~環境への心づかい~」を、第三次滋賀県環境総合計画の別冊として作成しました。

この「淡海のくらし ~環境への心づかい~」では、日常生活や事業活動の様々な場面において何か行動を起こそうとするとき、法律や条例を守ることに加え、どんなことをすればよいか、具体的な取り組みを示しています。

- ・日常生活での環境への心づかい
- ・事業活動での環境への心づかい
- ・開発行為での環境への心づかい



また、日常生活での環境への心づかいについては、絵本形式で紹介した「もう爺さんの環境絵本」を、M・O・H通信(新江州株式会社循環型社会システム研究所M・O・H通信編集局編集・発行)との協働で作成しました。環境政策課または各環境・総合事務所環境課で無料配布しています。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/d/kankyo/ohmi-kurasi/index.html>

● 低炭素社会実現のための行程表づくり

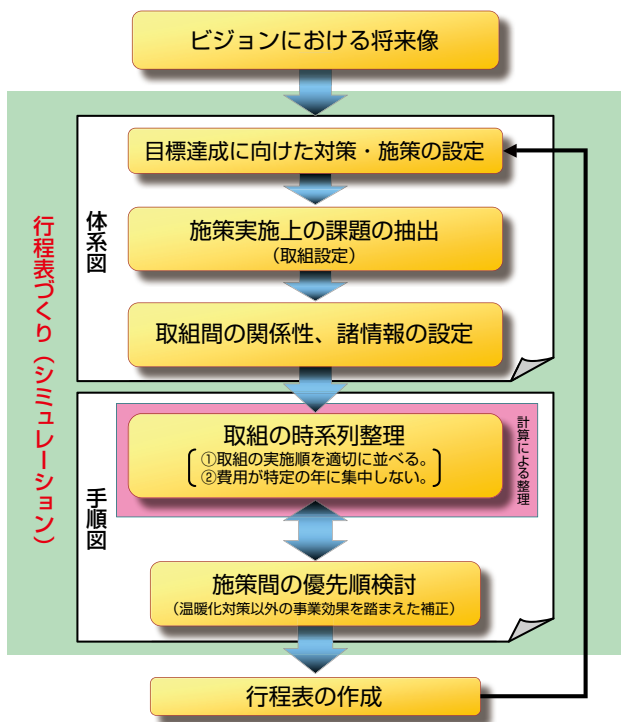
< 温暖化対策課 >

2030年に温室効果ガス排出量50%削減を実現するためには、あらゆる分野で県民・事業者・行政(国・県・市町)など多様な主体が協力して、中長期的にわたり効率的・効果的に取り組みを進める必要があります。

このため県では、目標に向けた道筋をあらゆる主体と共有するために「滋賀県低炭素社会実現のための行程表」づくりに取り組んでいます。

平成21年度は、一つのシナリオとして行程表素案をとりまとめました。

平成22年度は、この行程表素案を基に、多くの方々と意見交換を重ねながら、行程表をとりまとめていきます。



● みるエコおうち

< 温暖化対策課 >

家庭での地球温暖化対策を推進するため、平成20年(2008年)11月にWEBサイト「みるエコおうち」を開設しました。

各家庭で日常生活における省エネ・省資源行動や、光熱使用量などを記録することにより、CO₂排出の削減量を「見える化」するもので、家庭部門でのCO₂排出削減の継続を図ります。



WEB <http://www.biwaco2.jp/>

● 地球温暖化防止活動推進センター

< 温暖化対策課 >

温室効果ガスの排出削減のためには、県民自らがその重要性を意識して生活様式を転換することが大切であり、そのための普及啓発を強化、推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成12年(2000年)10月に滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを指定しました。気づきと行動のための拠点である推進センターでは、主に家庭を対象として、地球温暖化防止に係る啓発・広報活動、地球温暖化防止活動推進員の活動支援、地球温暖化防止にかかる相談、助言などを行っています。

住所：大津市松本一丁目2-1

電話：077-524-7168

WEB <http://www.ohmi.or.jp/ondanka/index.html>

● 地球温暖化防止活動推進員

< 温暖化対策課 >

地球温暖化対策の推進に関する法律により、知事は地球温暖化対策に関する普及啓発や地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有する者を推進員として委嘱することができます。滋賀県では、79名の推進員に学校や企業への出前講座など地域での普及活動に取り組んでいただいています。

● 滋賀エコ・エコノミープロジェクト

< 温暖化対策課 >

地球温暖化問題への取り組みを一刻も早く進め、環境成長経済の実現に向けた「新しい発展モデル」を構築し全国に発信しようと、滋賀の経済界と県が合同で「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」に取り組んでいます。

具体的には、低炭素経済を実現するために、県内で排出する温室効果ガスを削減するための仕組みである、「しが炭素基金」の実践と、環境分野などの産業集積を図り、県全体をいわば「緑のシリコンバレー」に匹敵する経済・生活圏となることを目指す「グリーンレイク」構想の二つを柱とした取り組みを進めています。



しが低炭素基金
リーダー賞表彰式

● 環境配慮型企業活動の支援

< 温暖化対策課 >

オフィスにおける温室効果ガス削減対策を推進するため、夏季の適正冷房および軽装勤務、節電や節水、グリーン購入などの地球温暖化対策の推進に取り組む「滋賀チャレンジオフィス」宣言事業所の拡大、取り組みの定着に努めています。

また、平成21年度よりCO₂排出削減に積極的に取り組む県内中小事業所を支援し、その成果を他の事業所へ普及することを目的として、公募により選定された「CO₂排出削減モデル事業所」に、CO₂排出削減計画の策定やそ

の実践方法を指導・助言する専門家を派遣する事業を実施しています。

さらに、平成22年度は、県内中小企業にCO₂削減をはじめとする環境に配慮した取り組みを広く普及するため、教える企業・教えられる企業の輪づくりの仕組みの構築を目的とした取り組みを滋賀県環境保全協会と協働で実施しています。



● エコカーマイスター事業 <温暖化対策課>

低公害車の導入を促進するため、自動車販売時に環境情報を提供できる人材を養成する「エコカーマイスター事業」を実施し、環境負荷の少ない自動車の普及に努めています。

◆ H21年度末 エコカーマイスター講習会修了者
累計 320名

● エコドライブマイスター事業 <温暖化対策課>

エコドライブ（環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用）の実践および普及・推進を図るため、「エコドライブマイスター教習会」を開催し、家庭や事業所を対象としたエコドライブの普及・啓発に努めています。

◆ H21年度末 エコドライブマイスター教習会修了者
累計 33名

● 環境に配慮したクルマ利用モデル事業 <交通政策課>

マイカー通勤を削減し、エネルギー効率に優れ、環境にも優しい大量輸送機関としての鉄道・バスの活性化を図るため、企業や住民と協働し、モビリティマネジメントを活用した「エコ交通」の可能性について検討します。

● モビリティマネジメント

一人ひとりのモビリティ（行動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用するなど）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策のこと

トピックス

電気自動車の導入 <温暖化対策課>

第三次滋賀県環境総合計画で掲げた2030年における温室効果ガス排出量の50%削減目標を達成するため、県による率先した取り組みの一環として、平成21年12月、走行中にCO₂を排出しない電気自動車2台を公用車として導入しました。



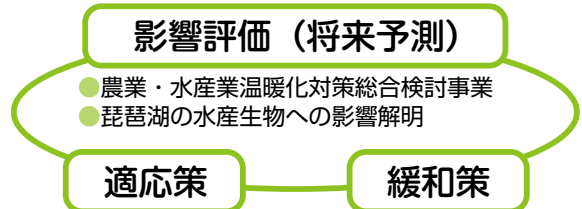
また、平成22年度から、県内各地域に充電設備を整備する取り組みを進めます。

● 農業・水産業からの地球温暖化対策

<農政課、農業経営課、畜産課、水産課>

加速度的に進行する地球温暖化が、農業・水産業分野にも深刻な影響を与えていると言われています。

そこで、農業・水産業の分野において、「影響評価（将来予測）」、「適応策」、「緩和策（防止策）」の3つの視点から地球温暖化対策に取り組んでいます。



- 農業・水産業温暖化対策総合検討事業
- 琵琶湖の水産生物への影響解明

- 温暖化に適応しうる水稲・園芸作物の栽培技術の確立
- 温暖化適応型ニゴロブナ種苗放流技術開発事業
- 飼料自給率向上対策事業

影響評価（将来予測）

■ 農業・水産業温暖化対策総合検討事業

地球温暖化の進行が本県農業・水産業にどのような影響を及ぼすのか、滋賀県農業・水産業温暖化対策検討委員会で、総合的な影響評価を行うとともに、適応策、緩和策（防止策）を取りまとめます。

■ 琵琶湖の水産生物への影響解明

地球温暖化による水温上昇が琵琶湖の重要水産資源に及ぼす影響を予測し、その対策を講ずるために、水産試験場においてイサザとセタシジミを対象として調査研究を実施しています。



潜水によるイサザの産卵状況の調査

適応策

■ 温暖化に適応しうる水稲・園芸作物の栽培技術の確立

稲の生育期間における高温傾向に伴う米の品質低下を防止するとともに、今後の地球温暖化の進行にも対応するため、栽培技術の開発や高温登熟性に優れた品種の育成に取り組んでいます。

また、地球温暖化を逆に果樹、花き振興のチャンスととらえ、カンキツ類など暖地型樹種の適応性の検討や、施設園芸における暖房温度の低下によるコスト削減などの温暖化対応技術の開発に取り組んでいます。



水稲高温登熟性検定ハウス

※高温登熟性：稲が稔る時期の高温などの悪い条件下でも、実りがよく、充実したお米がとれること。

■ 温暖化適応型ニゴロブナ種苗放流技術開発事業

地球温暖化で琵琶湖の全循環が遅れた場合を想定し、従来より遅い2～3月に放流したニゴロブナ種苗の効果調査を実施します。

緩和策(防止策)

飼料自給率向上対策事業

家畜の飼料の大部分は、輸入に依存しており、海外からの飼料の輸送には、大量の化石燃料を消費し、CO₂などの温室効果ガスを発生させています。そこで、県は水田が多いことから、稲 WCS (稲発酵粗飼料) や飼料用米など水稲を家畜の飼料として利用することで、海外からの飼料の輸入量を減らし、温室効果ガスの発生を削減する取り組みを進めています。



水稲の飼料利用

新エネルギーの導入の促進

< 温暖化対策課 >

しが新エネルギー導入戦略プラン

自然の力を生かした新エネルギーの開発・導入を推進するための指針となる「しが新エネルギー導入戦略プラン」を平成16年(2004年)10月に策定しました。

このプランは、計画期間を平成16年度から平成22年度(2010年度)として温室効果ガスの削減やエネルギーの地産地消を目指しています。

太陽光発電の普及促進

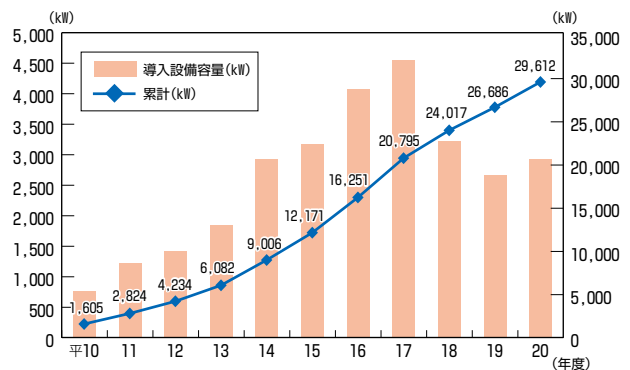
県では、平成17年度から「太陽光発電設置促進滋賀モデル推進事業」※として、太陽光発電設備から発生する電力のうち、家庭で消費せず余剰電力として売電をした電力量に応じて助成する全国初の取り組みを行っています。この事業により、太陽光発電の設置促進とともに、家庭での節電による省エネルギー行動の促進を図っています。国においても平成21年11月から余剰電力の新たな買取制度として始まっています。(※新規登録受付は平成19年度で終了しました)

また、平成21年度は「滋賀県住宅用太陽光発電導入支援対策事業」として、住宅用太陽光発電の設置に対する助成を行い、総出力2,581kWの太陽光発電が導入されました。平成22年度は「滋賀県個人住宅用太陽光発電導入・省エネグリーン化推進補助金」として、省エネ断熱工事とあわせて実施した住宅用太陽光発電の設置に対する補助を行っています。太陽光発電の更なる普及とあわせて、CO₂の排出が少ない住宅の普及が期待されます。

平成22年度滋賀県個人住宅用太陽光発電導入・省エネグリーン化推進補助金についてはこちらから

WEB <http://www.pref.shiga.jp/d/new-energy/h22taiyou/h22shouenegreen.html>

◆住宅用太陽光発電システム導入状況



(出典：一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会調査データ)

県内の住宅用太陽光発電システム総設備容量(累計)
29,612kW(平成20年度)

● バイオディーゼル燃料の利用推進

使用済みの食用油(廃食用油)を家庭から回収し、化学的な処理を加えることでバイオディーゼル燃料と呼ばれる軽油代替燃料を製造し、自動車燃料として利用する取り組みが県内で広がっています。

当初、この取り組みは食品廃棄物の有効活用と、バイオマスが持つ追加的なCO₂を発生させない特性を利用した地球温暖化対策の二つの観点を中心としたものでしたが、現在ではこれらに加え、食用油の原料となる菜の花を栽培することによって、農業振興、開花時の風景を観光資源として活用すること、環境学習の素材として活用することなど、多面的な目的を持って行われる地域モデルとして発展をしており、このモデルをベースとした活動が全国に展開されるまでに至っています。

県では、平成16年度から平成21年度まで、バイオディーゼル燃料の技術的ノウハウを先導的に蓄積するため、路線バスでの利用実証を行う「湖国を走るバイオ燃料バス」パイロットモデル事業を実施しました。現在も、JR守山駅とJR堅田駅間を琵琶湖大橋でつなぐ「びわこ横断エコバス」をはじめ、バイオディーゼル燃料を利用した路線バスが運行されています。

